

継続手続きが便利になります！

収入保険

自動継続特約のご紹介

特約のポイント

“令和4年1月以降の保険契約から”

- 自動継続特約を付けると、毎年、保険期間の開始前に提出いただいている**加入申請書の提出が不要になります。**
- **必要書類**（保険期間の営農計画書、前年の青色申告決算書など）は、**確定申告後にまとめて提出**すればよくなります。
補償のメニューなども、このときに決定していただけます。
- **付加保険料（事務費）は、1,000円割引**されます。

1 自動継続特約とは

特約を申込みいただくことで、翌年以降の加入申込期間に加入申込書による加入意思表示がなくても、加入の意思表示があるものとして、継続申込の手続きを行います。

2 自動継続特約の概要

- ① 基本的に契約内容は、前年の契約内容がそのまま引き継がれます。
- ② 加入当初の保険料等を算定する保険料等算定基礎金額は、前年契約の基準収入金額が適用されます。ただし、申出により変更することができます。
- ③ 確定申告後の基準収入金額算定時に、以下の補償メニューが選択可能です。
 - ・ 保険方式の補償限度及び保険方式の支払率
 - ・ 積立方式の補償幅及び積立方式の支払率
 - ・ 保険方式の下限の設定
 - ・ 実績報告時における期末棚卸単価の選択
 - ・ 特例の適用の申出の有無（収入上昇・規模拡大）

ご連絡は、



新潟県農業共済組合

本 所	025-282-5149	中越支所	0258-36-8050
下越支所	0254-33-3902	魚沼支所	025-792-2474
新潟支所	025-282-9292	上越支所	025-525-1130
佐渡支所	0259-63-4121		